

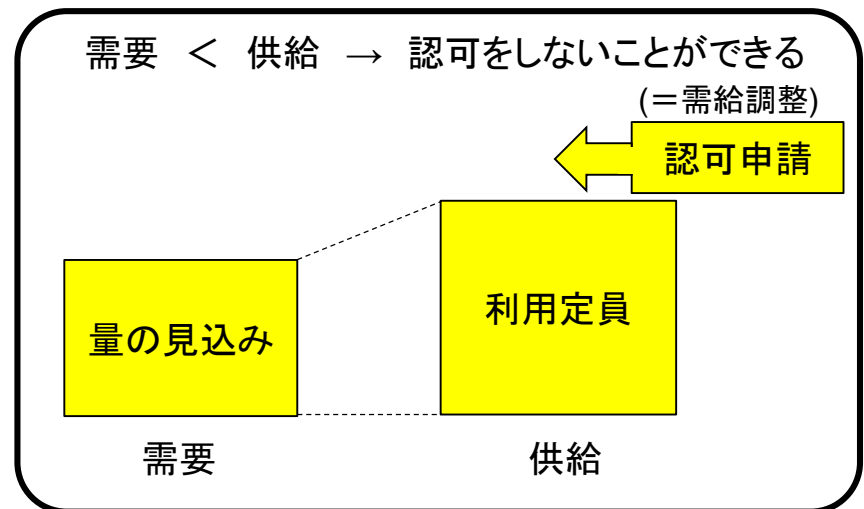
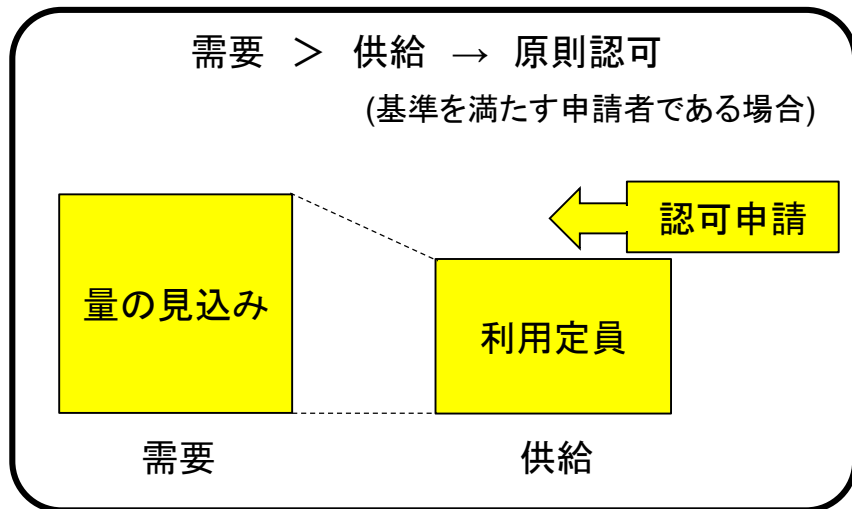
保育所の設置認可について

保育所

- 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設
(定員が20名以上であるものに限る。)
- 設置主体は、国以外の者
- 保育所の認可に当たっては、
 - ① 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件に適合しているとき、
 - ② 青森市子ども・子育て支援事業計画で定めた各区域において、認定区分ごとの利用定員が供給過剰でないとき等
は認可をするものとされている。

認可に係る需給調整の考え方

- 各区域における認定区分ごとの、需要(量の見込み)と供給(利用定員)の状況に応じ、以下のとおり、保育所の設置認可を行う。



保育(2号認定及び3号認定)の需給状況について(令和3年4月計画値)

地区	認定区分		令和3年度 量の見込み	申請前の 利用定員	差引A	認可申請による 利用定員の増減	認可後の 利用定員	差引B
			①	②	③=②-①	④	⑤=②+④	⑥=⑤-①
東部	2号		683	744	61	0	744	61
	3号	0歳	107	172	65	0	172	65
		1・2歳	418	438	20	0	438	20
南部・中部	2号		1,661	1,661	0	3	1,664	3
	3号	0歳	216	396	180	△7	389	173
		1・2歳	1,000	977	△23	△6	971	△29
西部・北部	2号		1,295	1,221	△74	0	1,221	△74
	3号	0歳	138	282	144	0	282	144
		1・2歳	732	735	3	0	735	3
浪岡	2号		302	315	13	0	315	13
	3号	0歳	34	74	40	0	74	40
		1・2歳	171	202	31	0	202	31

○南部・中部地区の利用定員については差引A(③)のとおり、2号認定及び3号認定を通じて157人の供給過多となっているところ。

今回の認可申請による増減の結果、差引B(⑥)のとおり、2号認定及び3号認定を通じて147人の供給過多となるが、全体としては利用定員設定の適正化が図られている。

参考：保育（2号認定及び3号認定）の需給状況（令和4年1月実績値）

地区	認定区分		令和4年1月 実績値	令和4年1月 利用定員	差引C
			①	②	③=②-①
東部	2号		778	744	△34
	3号	0歳	164	172	8
		1・2歳	421	438	17
南部・中部	2号		1,609	1,649	40
	3号	0歳	370	394	24
		1・2歳	971	976	5
西部・北部	2号		1,368	1,220	△148
	3号	0歳	275	279	4
		1・2歳	731	729	△2
浪岡	2号		283	310	27
	3号	0歳	79	74	△5
		1・2歳	155	199	44

※令和4年1月実績値は、入所児童数に待機児童数（新定義）を加えたもの

保育所の主な認可基準について

1 保育時間・利用定員

- ① 保育の時間：原則 8 時間以上
- ② 利用定員は、20 人以上

2 設備（様式第 1 号・建築確認済証等）

- ① 調理室、便所及び防火、避難、防犯等の必要な設備を設けること。

3 職員（様式第 3 号）

- ① 保育士、嘱託医及び調理員を置くこと。

4 欠格事由、人権への配慮等（様式第 4 号）

- ① 申請者及びその役員等が、欠格事由に該当しないこと。
- ② 利用乳幼児の人権に配慮するとともに、人格を尊重し、運営を行うこと。
- ③ 職員等が暴力団員等でないこと。
- ④ 利用乳幼児に対し、差別的な取扱いをしないこと。
- ⑤ 利用乳幼児に対し、虐待等を行わないこと。
- ⑥ 園長は、懲戒に係る権限を濫用しないこと。
- ⑦ 設備及び運営に関する事項を明らかにする帳簿書類を作成し、これを保存すること。

5 職員配置（様式第 5 号）

保育士の数は、次の表の合計（最低 2 人以上）

園児の区分	員数
1 満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人
2 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
3 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
4 満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人

6 保育室等の面積（様式第5号）

- ① 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児数 × 1.98㎡
- ② 乳児室又はほふく室 満2歳未満の乳幼児数 × 3.3㎡

7 屋外遊戯場（付近にある公園等の当該屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）の面積（様式第5号）

- ① 満2歳以上児の数 × 3.3㎡

8 保育室等を2階（3階以上）に設置する場合の施設・設備（様式第6・7・8号）

- ① 園児の転落事故を防止するための柵等が設けられていること。
 - ② 耐火建築物（※）又は準耐火建築物であること。
 - ③ 常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること（屋内階段は特別避難階段であること（※））。
 - ④ 避難用の設備が設けられていること。
 - ⑤ 保育室等から上記階段への距離が30メートル以下であること（※）。
 - ⑥ 調理設備に耐火設備が設けられていること（※）。
 - ⑦ 壁及び天井は不燃材料であること（※）。
 - ⑧ 火災通報設備が設けられていること（※）。
 - ⑨ カーテン等に防火処理が施されていること（※）。
- （※）・・・3階以上に設置する場合に必要な基準

9 食事の提供の特例（様式第9号）

次に掲げる要件を満たす場合、搬入施設から食事を搬入し、満3歳以上の幼児に食事を提供することができる。 ※調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

- ① 当該保育所の管理者が、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設等に属する栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者が、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- ④ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、アレルギー疾患等への配慮等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

10 研修の実施（様式第10・11号）

- ① 職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保すること。

11 健康診断の実施（様式第12号）

- ① 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期的健康診断及び臨時の健康診断を行うこと。
- ② 職員に対し、健康診断を行うこと。
- ③ 利用乳幼児の食事を調理する者（調乳に携わる者を含む。）に対し、1月に1回以上の検便を実施すること。

12 措置及び対策に係る事項（衛生管理、食事の提供、虐待の防止、秘密保持、苦情対応）（様式第13号）

- ① 利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的に管理すること。
- ② 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- ③ 利用乳幼児に対し、虐待等を行わないこと。
- ④ 職員は、知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ⑤ 設置者は、職員又は職員であった者が知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ⑥ 設置者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じ、周知を図るとともに、苦情の内容を記録すること。

13 医薬品の管理（様式第14号）

- ① 設置者は、利用乳幼児の疾病のまん延等を防止するために必要な医薬品等を備え、管理を適正に行うこと。

14 災害対策（避難訓練計画書等）

- ① 設置者は、1月に1回以上の避難訓練及び消火訓練を行うこと。
- ② 設置者は、非常災害が発生したときは、速やかに市及び関係団体に被害の状況等について連絡し、それらを記録すること。

1 5 設備及び職員を兼ねるときの基準（意見書）

- ① 事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ設備及び職員の一部を他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。

1 6 運営規程（運営規程）

設置者は、①～⑪の重要事項に関する規程を定め、職員及び児童の保護者等に周知すること。

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 提供する保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ⑥ 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- ⑦ 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他保育所の運営に関する重要事項